

公表日：2024年6月1日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金割合)
全労働者	52.8%
正社員	75.8%
パート	89.1%

【説明欄】

対象期間	： 2023年1月1日から2023年12月31日
賃 金	： 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み 通勤手当等を除く
正社員	： 正社員・嘱託社員の月給・日給月給者
パート	： パートタイマー（派遣社員を除く）

差異についての補足説明：

子育て中の短時間労働者の採用を強化している事から、短時間女性パートタイマーが増加し、全労働者人数の約4割になっており、男女間賃金格差が拡大している。

また、パートタイマーだけで見ても労働契約時間が女性が短い事ため、男女間賃金格差が発生している。